

社会福祉法人奈坪ヶ丘福社会役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人奈坪ヶ丘福社会の定款第8条及び定款第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいい、前号の役員と併せて役員等という。

(理事会及び評議員会等の報酬等)

第3条 理事（専任役員を除く）が理事会に出席したとき、評議員が評議員会に出席したとき及び苦情解決第三者委員が苦情解決第三者委員会に出席したときは、別表1に定める報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超えるときは、その額とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 役員等が理事会及び評議員会以外の日に、理事長の命を受けて法人の運営のための業務に従事したときは、別表2に定める報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超えるときは、その額とする。

(専任役員の勤務報酬等)

第5条 前条及び前々条にかかわらず、週2日以上業務に従事する役員（以下「専任役員」と言う。）に対しては別表3に定める報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 本条の具体的な運用に関しては、常勤職員の給与に関する規定を準用する。

(監事の報酬等)

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1に定める報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 監事が法人の指導検査の立会及び指導または監査の業務に従事したときは別表2に定める報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超えるときは、その額とする。

(苦情解決第三者委員の報酬等)

第7条 苦情解決第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1に定める報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 苦情解決第三者委員が法人の苦情解決の業務に従事したときは別表2に定める報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超えるときは、その額とする。

(出張旅費)

第8条 役員等及び苦情解決第三者委員が、法人業務のため出張するときは別表4により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費とする。

3 その他業務遂行に必要な実費を支給することができる。

(賞与)

第9条 専任役員には賞与を支給する。

2 賞与の額は、本会常勤職員の給与規程を準用する。

(退職手当)

第10条 専任役員には退職手当を支給する。

2 退職手当の額は、本会常勤職員の退職金規程を準用する。

(改正)

第11条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人奈坪ヶ丘福社会役員及び評議員会の報酬等に関する規則(平成27年4月1日施行)は廃止する。

別表1 役員等報酬（日額）（第3条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	8,000円	3,000円
評議員会出席報酬等	8,000円	3,000円
監事会議出席報酬等	8,000円	3,000円
苦情解決第三者委員	8,000円	3,000円

別表2 （日額）（第4条、第6条及び第7条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事及び評議員		
勤務報酬等	10,000円	5,000円
監事監査指導報酬等	15,000円	5,000円
苦情解決対応業務	10,000円	5,000円

別表3 （月額）（第5条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長	250,000円	常勤職員通勤手当相当額
常務理事	230,000円	同

別表4 （日額）（第8条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事、評議員及び 苦情解決第三者委員		
報酬等	8,000円	実 費
監事報酬等	15,000円	同